

## 社会福祉法人報恩積善会 ボランティア受入規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人報恩積善会が運営する施設（以下「施設」という。）におけるボランティアの受入れにより、施設入居者の生活並びに施設と地域の交流の充実を図ることを目的として、受入れ及び活動等について必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この規程において、ボランティアとは施設の要請に応募した者及び本人からの申出があった者であって、次のボランティア活動の原則を踏まえた者をいう。

- (1) 活動が個人の自由意志に基づくこと。
- (2) 精神的報酬を得る活動で金銭の報酬を期待しないこと。

### (ボランティアの受入方法)

第3条 施設長は、ボランティアを受入れるときは、ボランティアからあらかじめ活動可能な期間、内容等活動希望を確認し「ボランティア申込書」を求めるものとする。

- 2 施設長は、前記の活動希望を受理した後、当該ボランティア活動等の内容を検討した上、施設運営に支障がないと認めるときは、ボランティアを受入れることができる。ただし、施設長はボランティアを受入れることが施設運営上適当でない認められるときは、ボランティアに対し、理由を付して受入れを拒むことができる。
- 3 施設長は、ボランティアを受入れる場合、施設及びボランティア申出者が互いに守るべき内容について確認するために、ボランティア活動の確認書（別紙1）及び誓約書（別紙2）を交わすものとする。
- 4 ボランティア活動が継続的に行う活動ではない場合（イベント毎）は、上記の手続きを省略することができる。

### (活動への協力)

第4条 施設長は、ボランティアを受入れるときは、活動に対して次の各号に掲げる協力を行う。

- (1) ボランティアに対し相談及び助言を行うこと。
- (2) ボランティア活動の場所及び休憩場所を提供すること。
- (3) 給食等食事の提供を行うことが可能な場合は、食事の提供を行うこと。
- (4) その他施設長が特に必要と認めること。

(活動の注意事項)

第5条 施設は、ボランティア活動を行う際の注意として、次の各号に掲げる事項をボランティア申出者に要請する。

- (1) 自分にあった無理のない活動を選ぶこと。
- (2) 集合時間等、約束の時間を守ること。
- (3) 引き受けた活動の実施について責任を持つこと。
- (4) 関わりをもった人の個人情報及びプライバシーを守ること。
- (5) 対等の立場で行動すること。
- (6) 仲良く、和やかに、楽しく進めるように努めること。

(活動の内容)

第6条 施設は、ボランティアが参加できる活動として、次の内容を要請する。

- ① 食事援助、入浴援助、生活援助の補助
- ② クラブ活動の指導、喫茶、レクリエーション
- ③ 施設内外の環境整備にかかわる活動
- ④ 積善会まつり等イベントの準備や参加

2 上記以外の活動の必要性が生じた場合や、ボランティアにより提案された新しい活動については、施設とボランティアで調整を図りながら実施する。

(実費弁償費の支払)

第7条 施設長は、ボランティアが活動の準備等にかかった費用相当を弁償するため、実費弁償費を支払うことができる。

(活動中の事故防止等)

第8条 施設長は、ボランティアを受入れるにあたって、事故等の発生を防止するため、ボランティアに対し、あらかじめ注意事項を伝えるものとする。また、ボランティアが注意事項を遵守しない場合は、活動を中止させることができる。

2 施設長は、ボランティア活動中の事故等に対応するため、活動内容によりボランティア保険に加入することができる。

3 前項の保険料は施設が負担する。

(ボランティア申出者の健康診断)

第9条 施設長は、ボランティアの受入れにあたって、ボランティアの検便による細菌検査結果等の報告書の提出を求めることができる。

(個人情報等の保護)

第10条 施設長は、ボランティアの受入れにあたって活動により知り得た入居者等の個人情報及び法人の情報について、他に漏らさない旨の誓約書の提出を求めることができる。

(ボランティア受入担当者の設置)

第11条 施設長は、ボランティアに対して必要な協力を行い、施設との調整を行うために、職員の中からボランティアコーディネーターを置き、この規程に基づく、受入れに関する施設長の任務を代行する。

(委任)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年8月1日から施行する。